

令和7年2月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 議会議場 令和7年2月21日（金）午前9時00分～

2. 出席者：

農業委員（14名）

野村会長 川畑委員 加納委員 大福委員 大里委員 松田委員 三島委員 東委員
今井委員 山田（定）委員 榮委員 山田（兼）委員 村山委員 皆吉委員

推進委員（1名）亙委員

3. 議事日程

（1）議事録署名委員の指名

（2）議事

議案第66号 農地法第3条の規定による許可について

議案第67号 農地法第4条の規定による許可について

議案第68号 農地法第5条の規定による許可について

議案第69号 農用地利用集積計画（基盤法）の作成について

議案第70号 農用地利用集積等促進計画（中間法）の作成について

議案第71号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

議案第72号 農地のあっせん申出の取り下げについて

議案第73号 農地利用最適化推進委員の辞任について

4. 報告

（1）営農計画書の届出書による農家台帳作成に関する報告について

（2）農地法第3条の3第1項の規定（相続）による届出

（3）合意解約に関する報告について

5. その他

次期総会について

日時：令和7年3月24日（月）午前9時～

場所：和泊町議会議場（役場2階）

議案提出締切日：3月14日（金）午後5時まで

議案発送日：3月21日（火）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局係長 名越 美希

事務局主査 先山 照子 制作者 逆瀬川 恵

○先田局長

時間になりましたので始めたいと思います。本日の出席人数は14名で、定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それではただいまより、令和7年2月期和泊町農業委員会定例会を開催いたします。それでは初めに、会長の挨拶をお願いいたします。

○野村会長

おはようございます。前回の総会以降に呼ばれた会議を紹介します。1日にジャガイモのブランド30周年記念に参加してきました。そして昨日は次世代育成事業と新規就農育成事業、また新規就農者の審査会があり、合計15名の方の審査をしました。それぞれにみんな頑張っています。印象としては、奥様方が頑張っている印象を受けました。

以上です。

○先田局長

はい。ありがとうございます。

それでは和泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、進行を会長をお願いいたします。

○野村会長

それでは進めていきたいと思います。議事録署名委員を大福委員と大里委員、私です。

議案第66号。農地法第3条の規定による許可について。農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、審議を求め、説明をお願いします。

○先田局長

それでは申請番号1番。有償による所有権の移転です。土地の所在が仁志，赤水〇〇。畑。農振地域。面積500㎡。渡人が神戸市お住いの〇〇氏，受人が仁志の〇〇氏です。経営規模の拡大ということで個人間の売買です。調査委員が亘委員です。

続いて、申請番号2番。有償による所有権の移転です。根折，城田原〇〇。畑。農振地域。面積368㎡。他2筆。合計3筆。全面積649㎡です。渡人が根折にお住いの〇〇氏。受人が同じく根折にお住いの〇〇氏です。経営規模の拡大ということです。農業委員のあっせんによる売買です。調査委員が山田定美委員，村山委員となります。

申請番号3番。無償による所有権の移転です。土地の所在が出花，平俣〇〇。畑。農振地域です。3,705㎡。渡人が手々知名の〇〇氏。受人が喜美留にお住いの〇〇氏。息子の嫁への贈与です。調査委員が川畑委員となります。

以上3件の申請は、農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われ、審議をお願いいたします。

○野村会長

それでは担当の委員の説明をお願いします。

○亘委員

はい。〇〇氏は役場の職員ですが、土日祝日の年間約100日、農業に従事しているということです。今回の畑は受人の父がずっと使用しておりまして、今回上がってきました。問題ないと思います。よろしく願いいたします。

○野村会長

はい。2番。

○村山委員

〇〇氏から売りのあっせんが出ていまして、隣の畑の〇〇氏に相談したところ、買ってほしいということでした。〇〇氏はユリ農家ですごく頑張っています。今年からまたハーベスター

も導入されまして、家族ですごく頑張っていますので大丈夫だと思います。審議よろしくお願
いします。

○野村会長
3番。

○川畑委員

確認をしてきました。○○氏自身が牛を飼っているので、畑はローズが作付されておりました。○○氏は喜美留にお住まいなので大里委員が調査に行っていると思います。よろしくお願
いします。

○野村会長
大里委員。お願いします。

○大里委員

○○氏は喜美留に住んでいまして、電話をかけて確認したところ、本人も嫁に贈与して欲しいということで、確認は取ってあります。畑の確認に行ったところ、ローズを植えてありました。問題ないと思いますので、よろしくお願
いします。

○野村会長

それでは、質問を受けたいと思います。なければ一緒に採決をしたいと思います。許可をして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成です。それでは次にいきます。

議案第67号。農地法第4条の規定による許可について。農地法第4条の規定による許可申請書を受理したので、次の通り審議を求めます。説明をお願いします。

○名越係長

はい、説明いたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請書です。

整理番号1番。玉城、後袋○○。畑。面積1,334㎡。自作地です。申請者は瀬名に住所のある株式会社○○氏です。転用目的は、作業用倉庫、駐車場、コンテナ置き場です。所有農地が集約化されている農地内の敷地に設置し、作業効率の高い農業経営をするためとなっております。許可をもらったらすぐにでも工事をして進めたいということでした。

従業員の方も雇っているもので、その方達の駐車場の場所を確保したいという話もありました。審議の方をお願いします。

こちら農用農用地区域内ですので、3月の常設審議会の方にもかける案件となります。農業用施設ですので何ら問題ではないと思います。審議の方をお願いします。

○野村会長

質問等ありますか。

○村山委員

後で審議されるとは思いますけれども、どのような手法で集約化をして有効な使い方ができるようになったのかお尋ねしたい。

○名越係長

株式会社○○の場合は、この周辺の平張があると思いますが、ここ一帯を所有されております。今、倉庫が瀬名にあるということで、行き来する際に不便を感じており経営をしやすいように、倉庫等をこちらの場所に建てたいということでした。

土地については公社を通じて売買で購入されているみたいです。

○村山委員

わかりました。ありがとうございます。これから後にもこういった小さい圃場のその取り扱いについて質問をしたいと思いますので、その時にまたよろしくお願いします。以上です。

○野村会長

集約化という言葉にこだわっているようですが、瀬名で作業するよりこちらの方で作業した方が効率が良いということで作業を集約化するという意味がこもっていると思います。今の作業場に花を持っていく手間暇を省く。私はそういうふうに理解しているのですが。

○村山委員

ありがとうございます。

○野村会長

それでは67号の採決をしたいと思います。許可をしてもよろしいですか。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ですので、許可をします。

続いて議案第68号。農地法第5条の規定による許可について。農地法第5条の規定による許可申請書を受理したので、審議を求めます。説明をお願いします。

○名越係長

はい。農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

申請番号1番。出花，出花泊り〇〇。畑。農振農用地区域内から除外済みの土地です。面積は1,982㎡。他1筆。合計2筆。全面積3,525㎡。渡人は出花の〇〇氏。受人は、株式会社〇〇です。転用目的は、ニホンウナギの施設を建設するためとなっております。申請事由としては、伊延にある沖永良部研究室において、ニホンウナギの種苗人工生産開発を行っており、規模拡大の為に施設増設の用地として申請します。

同じく申請番号2番。出花，出花泊まり〇〇。畑。農振農用地区域内から除外済みです。面積1,300㎡。他1筆。合計2筆。全面積1,776㎡。渡人は、出花にお住まいの〇〇氏，受人は株式会社〇〇です。転用目的は申請番号1番と同様です。

申請番号3番。出花，出花泊り〇〇。畑。農振農用地農用地から除外済みです。面積は3,166㎡。渡人は出花にお住まいの〇〇氏，受人は株式会社〇〇です。転用目的と申請事由は、先ほどと同様です。こちらは11月に農振農用地区域内から除外の手続きをし、総会の方で承認していただいた土地です。こちら、第1種農地ですので、3月に県の常設審議会の方で審議していただく案件となります。

意見書の方を載せてあります。同じ事業ですので、1枚に集約させていただいております。受人は株式会社〇〇です。渡人は出花にお住まいの〇〇氏と他2名となります。所在地につきましては地図を載せてあります。こちらの土地に水産事業部研究施設、管理事務所、資材倉庫、大型・普通車両駐車場を建設する予定です。第1種農地です。許可基準としましては、運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のa「集団性」運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(c)「水産動植物の養殖用施設等」として、許可基準に該当するという事です。

申請地は役場から北東へ3kmに位置しています。出花集落の北側の海岸に隣接し、西側に10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地として判断されます。そして、申請地は第1種農地と判断されますが、海岸に隣接していることから、水産動植物の養殖用施設等に該当します。

代替地を検討しましたが、交渉が不成立になるなど、適当な場所が見つからなかったため、申請はやむを得ないものと認められます。

また、資金の面につきましても、金融機関からの残高証明書により資力が確認できることから、転用目的の実現は確実と認められます。

そして、申請地内に農地法第3条第1項本文に掲げる権利を有するものはいませんでした。

申請人は、平成29年から和泊町で研究施設を設置し、二ホンウナギの種苗人工生産開発に取り組んでいます。事業の規模拡大に伴い、本申請地に施設増設をするもので、実現は可能と認められます。

また、計画面積の妥当性ですが、研究施設管理事務所、資材倉庫及び駐車場、建設する面積として総面積で8,467㎡必要である。平面配置図等から見ても適当であると認められます。

そして被害防除の方の対策も、被害防除計画書の記載の措置をとるため、支障はないものと認められます。以上審議をお願いします。

○野村会長

はい。以上で説明を終わりますが、何か質問はありますか。

○村山委員

予算書を見ますと、この土地の取得費が〇〇万円とあります。これって予算を計上しているのですか。実際に買うとしたら〇〇万円になる。このような事業に伴って、好条件で売買できたら本当羨ましいですよ。景気の良い話がちょっとこんな話題が増えたらいいかなと思いますけども。これまでの最高金額ではないですか。

○名越係長

すいません。売買の金額に関しては、会社と個人とのやりとりになるので、役場は通してないため、予算などはわからないですが、恐らくお互いに話し合って決めた金額なので、許可基準の方にはその売買の金額というのは特に示されていないのでわかりかねます。

○野村会長

他に質問がなければ採決をしたいと思います。賛成の方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ですので許可をしたいと思います。それでは次にいきます。

議案の第69号。農用地利用集積計画（機構法）の作成について。農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次の通り審議を求めます。

70号まで行きましょうか。お願いします。

○名越係長

基盤強化法第19条農用地利用集積計画の貸借権設定について説明いたします。

申請番号1番。和泊，貞理〇〇。畑。農振農用地。面積1,131㎡。他1筆。合計2筆。全面積で5,237㎡です。こちらは新規の賃貸借契約です。渡人が和泊の〇〇氏，受人が和泊の〇〇氏です。契約期間は令和7年3月1日からの10年間です。

続いて申請番号2番。畦布，船島〇〇。畑。農振農用地。面積579㎡。他3筆。合計4筆。合計5,797㎡です。こちらは新規の使用貸借です。〇〇氏が所有しており，こちらを〇〇氏が経営する有限会社〇〇が借り受けるという計画です。契約期間は令和7年3月1日からの10年間です。

申請番号3番。和泊，草木俣〇〇。畑。面積が1,905㎡です。こちらは新規の使用貸借です。鹿児島市の〇〇氏から，和泊にお住まいの〇〇氏への契約です。契約期間は令和7年3月1日からの10年間です。

申請番号4番。和泊，草木俣〇〇。畑。農振農用地。面積が2,961㎡です。こちらは新規の賃貸借契約です。渡人は亡くなられていますので，契約代表として息子さんが

契約いたしました。受人は和泊の〇〇氏です。契約期間は令和7年3月1日からの10年間です。

申請番号5番。和泊，中原〇〇。畑。農振農用地。面積が3,059㎡。他1筆。合計2筆。全面積6,451㎡です。こちらは新規の賃貸借契約です。渡人は和泊の〇〇氏，受人が和泊の〇〇氏への契約です。契約期間は令和7年5月1日からの6年間です。

続いて公社を通じた契約です。

申請番号1番。内城，一増田〇〇。畑。農振地域。面積1,310㎡。他2筆。合計3筆。全面積3,873㎡です。こちらは，以前は相対の契約でしたが，公社の契約に切り換え，変更となります。相対が使えなくなりましたので公社の契約となりました。賃貸借契約です。渡人が沖縄の〇〇氏，受人が後蘭の〇〇氏が借りられます。契約期間は令和7年5月1日からの6年間です。

続いて，申請番号2番。国頭，前田原〇〇。畑。農振地域です。面積3,902㎡です。こちらは更新です。渡人が国頭の〇〇氏から，受人が西原の〇〇氏への賃貸借契約となります。契約期間は令和7年5月1日からの10年間です。

申請番号3番。喜美留，木場野〇〇。畑。農振農用地。面積2,295㎡です。こちらも相対の契約が切れるので，公社との契約となります。渡人が大阪にお住まいの〇〇氏，受人が喜美留にお住まいの〇〇氏への賃貸借契約となります。契約期間は令和7年5月1日からの5年間です。

申請番号4番。喜美留，尻ノ田〇〇。畑。農振農用地。面積が1,234㎡です。こちらは新規の賃貸借契約です。渡人が喜美留の〇〇氏，受人が和泊の〇〇氏の契約です。契約期間は令和7年5月1日からの5年間です。

申請番号5番。内城，一増田〇〇。畑。農振農用地。面積895㎡。他5筆。合計6筆。全面積で4,814㎡です。こちらも相対の契約が切れるということで，公社での契約となります。渡人が内城にお住まいの〇〇氏と沖縄にお住まいの〇〇氏と内城にお住まいの〇〇氏です。一括して借りられるのが，瀬名にお住いの〇〇氏です。契約期間は令和7年5月1日からの5年間です。

申請番号6番。根折，蘇鉄当原〇〇。畑。農振農用地です。面積は5,798㎡です。こちらは新規の賃貸借契約です。渡人は根折の〇〇氏，受人が根折の〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年5月1日からの5年間です。

申請番号7番。根折，中原〇〇。畑。農振農用地。面積1,345㎡。他1筆。合計2筆。全面積1,797㎡です。こちらは新規の賃貸借契約です。渡人が横浜市にお住まいの〇〇氏，受人が根折の〇〇氏の契約となります。契約期間は令和7年5月1日からの5年間です。

申請番号8番。根折，宇竿原〇〇。畑。農振農用地。面積が775㎡。他3筆。合計4筆。全面積で10,000㎡です。こちらは新規の賃貸借です。所有者は亡くなっていますので，契約者として奥様が契約をさせていただいております。他の所有者として根折にお住まいの〇〇氏と〇〇氏の土地を一括で根折にお住まいの〇〇氏が借りられます。契約期間は令和7年5月1日からの5年間です。

申請番号9番。根折，半田原〇〇。畑。農振農用地。面積が1,363㎡です。こちらも新規の賃貸借契約です。所有者の方が亡くなっておりますので，契約者として奥様となっております。受人は根折の〇〇氏で，契約期間は令和7年5月1日からの5年間です。

申請番号10番。手々知名，田仁〇〇。畑。農振農用地。面積403㎡。他3筆。合計4筆。全面積1,475㎡です。こちらは新規の賃貸借です。渡人は出花にお住まいの〇〇氏，受人が出花にお住まいの〇〇氏との契約となります。契約期間は令和7年5月1日からの6年間です。

申請番号11番。手々知名，原川〇〇。畑。農振農用地。面積613㎡です。こちらも新規の賃貸借契約です。渡人が出花にお住まいの〇〇氏から，受人が出花にお住まいの〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年5月1日からの6年間です。

申請番号12番。出花，池当〇〇。畑。農振農用地。面積1,518㎡。他5筆。合計6筆。全面積7,643㎡です。こちらは新規の賃貸借契約です。渡人は出花の〇〇氏と奥様ですが，奥様は亡くなられましたので，旦那さんが契約者となっております。受人が出花にお住まいの〇〇氏です。契約期間は令和7年5月1日からの6年間です。

申請番号13番。畦布，名川〇〇。畑。農振農用地。面積2,169㎡です。相対の契約が切れるということで，公社での契約更新となります。賃貸借契約です。渡人が奄美市にお住まいの〇

○氏から、受人が畦布にお住まいの○○氏への契約となります。契約期間は令和7年5月1日からの6年間です。

申請番号14番。畦布，前島○○。畑。農振農用地。面積3,318㎡。他1筆。合計2筆。全面積で7,227㎡です。こちらは新規の賃貸借契約です。所有者は亡くなられていますので、息子が代表契約者となっております。受人が畦布にお住まいの○○氏ではす。契約期間は令和7年5月1日からの6年間です。

申請番号15番。畦布，腰原○○。畑。農振農用地。面積2,203㎡。他1筆。合計2筆。全面積が2,293㎡です。こちらは新規の賃貸借契約です。渡人は和泊にお住まいの○○氏から、受人が畦布にお住まいの○○氏への契約となります。契約開始は令和7年5月1日からの6年間です。

申請番号16番。喜美留，木場野○○。畑。農振農用地。面積1,075㎡。他1筆。合計2筆。全面積が3,036㎡です。こちらは新規の賃貸借契約です。渡人が喜美留にお住まいの○○氏，受人が国頭にお住まいの○○氏の契約です。契約期間は令和7年5月1日からの10年間です。

申請番号17番。大城，大津美田○○。畑。農振地域。面積が3,336㎡です。相対の契約が切れるということで、公社での更新となります。賃貸借契約です。渡人は和泊にお住まいの○○氏，受人が大城にお住まいの○○氏との契約です。契約期間は令和7年5月1日からの6年間です。

申請番号18番。大城，長堂○○。畑。農振農用地。面積331㎡。他8筆。合計9筆。全面積12,794㎡です。こちら相対の契約が切れますので、公社での更新となります。渡人が大城の○○氏から、受人が大城にお住まいの○○氏への契約です。契約期間は令和7年5月1日からの10年間です。

以上審議お願いします。

○野村会長

はい。議案第69号。採決は後でしたいと思います。よろしいですか。

それでは議案70号。新規だけお願いします。

この2月21日というのはここで切れるということですか。この1番の下の令和7年2月21日って書いてあるのはそこで、相対が切れ、公社は5月からということですか。

事務局が心配しているのはその間のことを心配しているのよね。

○名越係長

相対の契約が今月の総会で終わりです。今回、公社に切り換えている方で5月までに契約が切れる方がいらっしゃっても、公社での契約が5月1日開始になりますのでその間の期間の支払いの方をどうするかというのは双方での話し合いで直接払うのか、それともその料金込みで公社の引き落としでいいのか。この確認とかがあるかもしれないです。また相談があったら教えていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○野村会長

その間の1ヶ月どう思いますか。

○名越係長

3月31日で相対の契約が終わっても、公社の契約が5月1日開始なので、4月分の1ヶ月分だけが契約がない状態です。その分を1ヶ月分だけ直接支払いをする方が多いかと思うのですが、1ヶ月分は払わなくていいという方もいるかもしれないです。その4月分の1ヶ月分だけどうするかっていうのだけちょっと確認をして契約を作ったほうがいいかなと思っています。

○村山委員

所有者とその借り手の話し合いの問題だからその情報だけを与えてもう本人たちで決めてもらう。あまり踏み込んだことをやると、かえって難しくなるのかなと思っています。

○野村会長

何も言わないのもおかしいし、ひと月分の小作料のことではなくて、次は5月からですよとそこだけは説明したほうがいいのではないのか。そのひと月分の小作料どうしますかということとは喋らないで、そっちの方がいいかと思っています。

○村山委員

後からなぜ違うのか言われるよりは、こういう状態ですと、きちんと説明すれば自分たちにかかってくる災いみたいなのは、ちょっと除けられるのかなと思う。

○野村会長

今後契約する際はこうなります。契約が成立するまでの期間はこうですと説明してください。トラブル防止になると思います。何もトラブルが起こらなければ問題はないとは思うのですけど。

それでは新規の方だけ説明をお願いしましょうか。

○野村会長

4番。大里委員。

○大里委員

〇〇氏は縮小したいと話をしてあったみたいで、借りてくださいと勧めたみたいです。〇〇氏は牛を大規模にやっている方で、全然問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○野村会長

あと6番。山田定美委員。

○山田（定）委員

はい。6番、〇〇氏は元々あっせんが出ており1番にあった〇〇氏にあっせんをしました。

〇〇氏は息子が帰ってきており、もっと畑を頑張りたいと言っていますので問題ないと思います。

7番、〇〇氏の叔父にあたります。〇〇氏に確認したところ、隣の畑を頑張っている〇〇氏にお願いしたところ、快く受けてくれました。

8番の畑ですが、〇〇氏と〇〇氏は、〇〇氏の奥さんが〇〇氏のお姉さんでして。お互い話し合いそのままあっせんをしました。以上です。

○野村会長

はい。三島委員をお願いします。

○三島委員

渡人の〇〇氏と〇〇氏は親戚同士に当たり、〇〇氏は亡くなっておりませんが、奥さんの〇〇氏がどうしても、〇〇氏に貸して欲しいということで決まりました。畑も隣接同士で、効率もよくいいと思います。以上です。

○野村会長

10, 11, 12番。川畑委員をお願いします。

○川畑委員

渡人の〇〇氏ですけど、高齢になり奥さんも亡くなられて、これ以上畑はできないと〇〇氏に使って欲しいということで話がまとまっているようです。〇〇氏は仕事をしながら自分の畑も家族で耕作しています。

申請番号11番。〇〇氏は、花き専門農協に勤めておられますが、そこまで大きくない畑なので、ぜひやって欲しいということでここに出てきております。

申請番号 12 番。〇〇氏の奥さん〇〇氏は亡くなられてまして、旦那さんが代表として契約しています。〇〇氏は牛を飼ってまして規模拡大もあり、こういう形になりました。以上です。

○野村会長

最初に戻りましょうか。採決したいと思うので山田定美委員，加納委員は退席をお願いします。69 号，70 号に対しての質問ありますか。なければ私から質問があります。

公社の 10 番。〇〇氏のこと質問なのですが。古里の畑は使っていないのではないか。確認して，耕作しないのだったらもう誰かに貸して欲しいとお願いしてみてください。69，70 号を採決したいと思います。

許可をしてもいいですか。賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので許可をします。

○野村会長

それでは次にいきます。議案の 71 号。農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第 9 に基づくあっせん申し出があったので，別紙の通り提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。説明をお願いします。

○名越係長

議案第 71 号。あっせんについて説明いたします。

まず売りのあっせん申し出についてです。

整理番号 1 番。玉城，インカマ〇〇。畑。面積 3,461 m²。他 6 筆。合計 7 筆。全面積が 12,867 m²です。申し出者は大阪市にお住まいの〇〇氏です。希望価格は相場です。

整理番号 2 番。畦布，大工棚〇〇。畑。面積 5,249 m²。他 1 筆。合計 2 筆。全面積が 9,075 m²です。申し出者は畦布の〇〇氏です。希望価格は相場となっております。

整理番号 3 番。谷山，嫁迫〇〇。畑。面積 1,556 m²。他 1 筆。合計 2 筆。全面積 4,315 m²です。申出者は大阪伊丹市にお住まいの〇〇氏です。希望価格は相場となっております。

続いて，次のページ。買いのあっせんです。

整理番号 1 番。国頭，宇宗〇〇。畑。面積 1,224 m²。他 1 筆。合計 2 筆。全面積で 2,934 m²です。

申出者は喜美留にお住まいの〇〇氏です。希望価格は〇〇万円までとなっております。

続いて，貸したいのあっせん申し出です。

整理番号 1 番。根折，半田原〇〇。畑。面積 3,462 m²。他 3 筆。合計 4 筆。全面積 6,278 m²です。申出人は，横浜市にお住まいの〇〇氏です。希望価格は相場となっております。

続いて次のページです。借りたいのあっせん申し出です。

整理番号 1 番。土地の所在は国頭，喜美留，玉城。各 2,000 m²を希望しております。申出者は国頭にお住まいの〇〇氏です。希望価格は〇〇万円までとなっております。

整理番号 2 番。土地の所在は国頭で 5,000 m²から 10,000 m²を希望されております。申出者は国頭の〇〇氏で，希望価格は〇〇万円から〇〇万円ということです。

○野村会長

72 号までお願いします。

○名越係長

では，議案第 72 号。農地のあっせん申出の取り下げについて。

整理番号 1 番。仁志，大島〇〇。畑。面積が 3,271 m²です。申出者は，仁志にお住まいの〇〇氏です。取り下げの理由は自己都合によりです。以上となります。

○野村会長

はい。売りのあっせんから行きたいと思います。

最初にあっせん委員は玉城，内城，大城の 3 名でお願いします。あっせんはその名簿に沿ってお願いします。あっせん価格は玉城でどれくらいですか。

○榮委員

〇〇万円から〇〇万円。

○野村会長

内城はどうですか。

○村山委員

〇〇万円から〇〇万円。

○野村会長

大城はどうですか。

○山田(兼)委員

はい。〇〇万円から〇〇万円です。

○野村会長

それではですね、主に〇〇万円から〇〇万円の間で、話をお願いしたいと思います。

2番目。畦布。あっせん価格からいきましょうか。

○三島委員

〇〇万円から〇〇万円までです。

○野村会長

あっせん委員は畦布と根折。山田兼正委員もいいですか。

はい。3番。谷山の大江委員から連絡が来てないのですが、多分〇〇万円から〇〇万円の間だと思いますので、それをお願いします。

あっせん委員は谷山と永嶺でいきたいと思います。

続いて、買いたいのあっせん。

希望価格〇〇万円までということですけど、あっせん価格はどうですか。

○今井委員

はい。

この圃場の隣が令和4年に売買が成立してしまっていて。その時が〇〇万円だったんですけど。本人は〇〇万円とおっしゃっていますが、あっせん価格は〇〇万円から〇〇万円で行きたいと考えています。

○村山委員

はい。

○野村会長

東委員いいですか。それではあっせん委員は、国頭の2名をお願いします。

借りのあっせん。根折は誰がやっていますか。

○山田(定)委員

〇〇氏がじゃがいも植えていました。

○野村会長

内城はどうですか。

○村山委員

この圃場は以前から耕作放棄地として、何度か関わった経緯があります。当時は金銭問題を抱えていて、その貸した人の了解をえないと、耕作できない状況にありました。その当時も近隣の耕作者に働きかけをしましたが、ちょっと難色を示し、あれから数年が過ぎて、今なお耕作放棄状態です。

その南側にも隣接する3筆の耕作放棄地状態が続いております。私が農業委員に就いたあたりはまだ何とか耕作可能な状況でしたけれどもそれから6年以上も経ちますと、もう木が生い茂って耕作困難状態となっています。どのようにしたらいいのか良いのか、途方にくれます。

相続の届け出がありますので、金銭的な問題は解決したものと思いますが、このように、小面積で換地された圃場が至るところにありまして、どのようにようにして有効に使うことができるかといつも悩んでいます。

○野村会長

永嶺、農振地域だと思いますが、私が仕事した時から現在は〇〇氏が使っています。〇〇氏が借りていてしばしば変わってですね。

なかなか契約というところにお金の絡みがあるということで至ってなかった。相続ができていってことはもういいのかなと解決がついたのかと勝手に思っていたのですが。

○村山委員

先ほどの内城のところに戻していただければと思うのですが。その隣に耕作放棄地が3つあります。その一帯を使ってもらおうと思って話をしていたのですが、登記料が面積と合わないということどうまくいかず、来年度内城は地域集積事業を導入したいと思っているので、この辺りで名義変更などできないですか。

○野村会長

それはできないと思う。

○村山委員

わかりました。

中々難しい問題ですね。はい、わかりました。

○野村会長

事務局をお願いしたいのですが、今耕作者は使っているのですよね。幾らかお金は多分払っていると思うのですが、事務局からその契約を貸しのあっせんも出ているから契約を結びませんかと借り手に出すわけにはいかないですか。

根折は今〇〇氏が使っている。間違いないですか。

○山田（定）委員

2年ぐらい前は〇〇氏が使っていて、今は〇〇氏だと思いますが実際はわからない。そこら辺はまだ把握していません。

○野村会長

今現在は〇〇氏が使っているのですよね。芋が埋まっているはずですので。

そうであれば、〇〇氏に契約を出してもらって、そうすれば何らかの反応が来るんじゃないか。

事務局どうですか。

内城は使ってないから。そういうことで出して、永嶺も〇〇氏に出してもらって、そうすれば小作料も自ずと決まってくると思いますし、実際契約するとなれば期間などを決めれば成立していくと思いますので、そっちの方でいきましょうか。

事務局どうですか。

はい。そういうことで、決まれば我々が動いて印鑑をもらうはずですから。そういうことで

お願いをします。

次。借りのあっせん。

1 番。あっせん委員は国頭の二人と喜美留と玉城。3月に新しいあっせん名簿が出てくると
思いますので、それを参考にしてください。

2 番も国頭の方で頑張ってください。

質問なにかありますか。よろしいですか。

それでは次にいきます。あっせんの取り下げ。せつかく亘委員が来られていますので、取り
下げの理由をお願いします。

○亘委員

ここにも書かれてありますが、本人の自己都合により取り下げられました。以上です。

○野村会長

はい。

それでは次に移りたいと思います。

議案 73 号。推進委員個人推薦の部辞職の同意について、最適化推進委員の川間哲志委員から
辞職の申し出を受け、農業委員会等に関する法律第 23 条第 1 項。推進は正当な利用がある時は
農業委員会の同意を得て推進を辞任することができるに基づいて同意をお願いしたいと思いま
す。

川間委員が今月いっぱい辞職をしたいということで、届出が出ていますので、同意しても
いいですか。

はい。同意することに全員賛成ですよね。

(全員挙手)

はい。それでは同意をしたいと思います。

募集を 25 日の火曜日から 3 月 21 日までの期間を募集期間として、サンサンテレビや無線放
送、ホームページなどに掲載をしたいと思います。

国頭のお2方は一ヶ月2人で頑張ってください。

後は相続と合意解約も目を通してください。

以上で議案を終わります。

次回の総会は 3 月 24 日に変更をしたいと思います。

議案の発送は 21 日に変更してください。

何かなければこれで終わりたいと思います。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和 7 年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____